○国立大学法人東北大学公正な研究活動推進委員会専門委員会細則

平成２６年１０月２９日

理事（研究担当）裁定

（趣旨）

第１条　この細則は、国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程（平成２５年規第１００号。以下「規程」という。）第１４条第２項の規定に基づき、国立大学法人東北大学公正な研究活動推進委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　専門委員会は、規程第８条各号に掲げる事項に関する専門的な事項を調査審議する。

（組織）

第３条　専門委員会は、所掌事項に関する専門的知見を有する者のうちから、公正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長が指名する委員をもって組織する。

２　前項の委員には、学外の者を含めることができる。

（委員長）

第４条　専門委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから委員会の委員長が指名するものをもって充てる。

（委嘱）

第５条　委員は、委員会の委員長が委嘱する。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（委員以外の者の出席）

第７条　専門委員会は、調査等において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　専門委員会の庶務は、研究推進部において処理する。

（雑則）

第９条　この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が定める。

附　則

１　この細則は、平成２６年１１月１日から施行する。

２　この細則の施行後最初に委嘱される専門委員会の委員の任期は、第６条本文の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。